

令和 8 年度 座間味村大型 2 種免許取得助成金交付要綱

令和 8 年 7 月 10 日

要綱第 3 号

(通則)

第 1 条 座間味村大型 2 種免許取得助成金（以下助成金という）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成 24 年 4 月 19 日府政沖 149 号）及び座間味村沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成 24 年 6 月 22 日要綱第 1 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は新たに村公共バスを運転することのできる大型 2 種免許の取得を目的に自動車教習所に通う際の交通費、宿泊費、船舶運賃及び免許取得に係る費用の一部を交付することにより、村公共交通の確保、維持を図り、それに伴う雇用の拡大、質の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金交付の対象となる者（以下（助成対象者）という。）は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 座間味村に住民票を有する者であること。
- (2) 公共料金等の滞納者及び美ら島条例等により指導勧告や行政指導を受けていない者
- (3) 年齢が 19 歳から 55 歳までの者であること。
- (4) 教育訓練給付制度を活用して大型 2 種免許を取得することの出来る者でないこと。
- (5) その他助成制度を活用した大型 2 種免許を取得した者でないこと。
- (6) 大型 2 種免許取得費用を自己負担した者であること。
- (7) 免許取得後、村公共バス運転手として業務に月 10 時間を 5 年以上従事すること。

また、5 年以上従事した後も公共交通の人員不足の場合においては公共交通確保に努めること。

- (8) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する団体）又は暴力団と関係する者でないこと。
- (9) その他村長の認める者

(助成事業の内容と対象経費)

第 4 条 助成金の対象となる者は、大型 2 種免許を取得する事を目的に、自動車教習所に通った期間の宿泊費、交通費、船舶運賃を自己負担した者又は一部を負担した者とする。

2 助成対象経費は、教習受講料及びテキスト代等の教習費用及び、交通費、宿泊費、船舶運賃とする。

3 前項を経済的に自己負担ができない者は初期費用(教科書等)及び第一段階に係る教習受講料、宿泊費、交通費、船舶運賃の概算払い申請書(様式第3号)、誓約書(様式第4号)を提出することで概算払いを受けることが出来る。

但し、合宿免許で取得する場合は通い教習を想定し同等の金額を支給する。

(助成率及び助成金額)

第5条 助成額、助成人数及び助成の上限額は次のとおりとする。

- (1) 助成額は、第4条に定める費用において、教習受講料及びテキスト代等の教習費用においては本人が負担した費用の8/10の額(上限36万円)とし、交通費、宿泊費においては本人が負担した費用の実費相当額(最長30日間分)、船舶運賃においては離島住民コスト低減化事業を活用して購入した船舶運賃の額(最大30往復分)とする。※美ら島税は除く
- (2) 交通費、宿泊費においては、座間味村職員の旅費支給条例を準用し、条例に基づく額とする。
- (3) 助成人数は4名を上限とする。

(助成対象期間)

第6条 助成対象は本要綱が施行された日から令和8年11月30日までに申請のあったものとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成金交付希望者」)は、原則として自動車教習所へ通う15日前までに、次に掲げる必要書類を村長に提出しなければならない。ただし、受付開始月においては、通学開始前日までに申請を行えばよいものとする。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 大型2種免許取得計画書(様式2号)
- (3) 概算払い申請書(様式第3号)及び教習費用が分かる資料(料金表等)※希望者のみ
- (4) 誓約書(様式第4号)※上記を申請する方のみ
- (5) 取得前の運転免許証の写し
- (6) 自動車教習所等の入校を証明する書類(入校申込書等の写し)
- (7) 全体の取得費用が分かる書類(料金表や見積書)

2 村長は、交付申請があったときは、その内容等を審査のうえ、交付の可否を決定し、助成金交付希望者に交付決定通知書(様式第5号)を送付する。

(申請の取下げ)

第8条 助成金の交付決定を受けた者が、助成金の交付申請を取り下げようとする場合は、

交付取下げ申請書（様式 6 号）を遅滞なく村長に提出しなければならない。

（取得報告及び交付額の確定）

第 9 条 助成交付希望者は、免許取得後速やかに次に掲げる必要書類を村長に提出し、助成金の請求を行わなければならない。

- （１）取得報告書（様式 7 号）
- （２）同意書（様式第 8 号）
- （３）取得後の運転免許証の写し
- （４）自動車教習所等への支払いを証明する書類（自動車教習所等発行の領収書等の写し）
- （５）交通費、宿泊費、船舶運賃を支払った領収書等

2 村長は、取得報告があったときは、その内容等を審査のうえ、適正に実施されていると認められる場合には、助成金の額を確定し交付額確定通知書（様式第 9 号）を送付する。

（助成金の請求及び支給）

第 10 条 助成金の交付を受けようとする者は、第 8 条の交付決定通知書の交付を受けた後に、助成金請求書（様式第 10 号）を村長に提出するものとする。

2 村長は前項の請求書の内容が正当であるときは、これを受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に助成交付請求者に助成金を支給するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 11 条 村長は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- （１）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （２）免許取得後、村公共バス運転手として業務に 5 年以上従事しなかった場合。
- （３）この要綱に規定する助成金の交付要件を欠くこととなった場合。
- （４）不正の手段により助成金の交付決定を受けた場合。
- （５）その他本要綱に反する場合。

2 村長は前項の取り消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する助成金が既に交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 村長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることが出来る。

4 第 2 項の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、村長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

5 第 1 項に定めるもののうち、村長の認める場合においてはその限りではない。

(補則)

第 12 条 村公共バス運転手として 5 年間従事する事がやむを得ずできない場合や自己都合退職の場合はその都度協議する。

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、公布の日から施行し令和 8 年 7 月 10 日より適用する。

この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失うものとする。

ただし、要綱第 3 条第 7 号及び第 12 条の規定については、引き続き効力を有し、同日以降も適用されものとする。

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

座間味村長 殿

申請者住所

氏 名

印

令和 8 年度 座間味村大型 2 種免許取得助成金交付申請書

令和 8 年度において座間味村大型 2 種免許取得助成事業の助成金を受けたいので、座間味村大型 2 種免許取得助成金交付要綱第 7 条第 1 項に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

座間味村大型 2 種免許取得助成事業助成金

金 円也

関係書類

- ☐ 交付申請書（様式第 1 号）
- ☐ 取得計画書（様式第 2 号）※別紙 1 スケジュール表の添付を必須とする。
- ☐ 概算払い申請書（様式第 3 号）及び教習費用が分かる資料（料金表等）
- ☐ 誓約書（様式第 4 号）
- ☐ 取得前の運転免許証の写し
- ☐ 自動車教習所等の入校を証明する書類（入校申込書等の写し）
- ☐ 全体の取得費用が分かる書類（料金表や見積書）

※様式 1・2 は該当者のみ

様式第 2 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

大型 2 種免許取得計画書

免許 取得 予定 者	ふりがな		
	氏 名	印	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢： 才
	住 所		
	連 絡 先		
	通学予定教習所名		
	通学予定期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
	取得費用	円 ※別紙 1 スケジュール表のとおり	
	免許取得予定日	令和 年 月 取得予定	

様式第3号（第4条関係）

令和 8 年 月 日

座間味村長 殿

申請者住所
氏 名 印

令和 8 年度 座間味村大型 2 種免許取得助成金概算払い請求書

座間味村大型 2 種免許取得助成金交付要綱第 4 条第 3 項に基づき、下記のとおり請求します。

記

座間味村大型 2 種免許取得助成事業助成金概算払い請求書

金 円也

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円

金融機関名	
種 別	普通 当座
口座番号	
フリガナ 預金名義人	

必要書類

☐ 振込口座の写し

第4号様式（第4条関係）

座間味村大型2種免許取得助成金の概算交付申請に関する誓約書

座間味村大型2種免許取得助成金（以下「助成金」という。）の申請にあたり以下のことを誓約します。

- 1 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有しているものでなく、村長が必要と認める場合には、村長が警察へ照会することに同意します。
- 2 公共料金等の滞納者及び美ら島条例等により指導勧告や行政指導の対象ではありません。
- 3 助成金の申請等に係る個人情報の取扱いについては、不正行為等の把握及び防止、村の行う座間味村大型2種免許取得助成事業に必要な調査等のため、村が利用することに同意します。
- 4 全各行の制約事項及び申請書の内容に虚偽や不正があった場合の他、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、助成金の申請を取り下げます。また、協力金交付後に発覚した場合には、村に対して概算交付交付を受けた助成金の全額を返還いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名（自署）

㊞

様式第 5 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

殿

座間味村長

令和 8 年度 座間味村大型 2 種免許取得助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった座間味村大型 2 種免許取得助成事業の助成金について、座間味村大型 2 種免許取得助成金交付要綱第 7 条第 2 項に基づき、下記のとおり助成金の交付を決定したので通知します。

記

座間味村大型 2 種免許取得助成事業助成金

金 円也

様式第 6 号（第 8 条関係）

令和 年 月 日

座間味村長 殿

申請者住所

氏 名

印

令和 8 年度 座間味村大型 2 種免許取得助成金交付取り下げ申請書

令和 8 年 月 日付け座船観覧第 号をもって交付決定受けた助成金について
座間味村大型 2 種免許取得助成金交付要綱第 8 条に基づき、交付取り下げ申請書を提出し
ます。

記

取り下げ理由

様式第 7 号（第 9 条関係）

取得報告書

免許 取得 者	ふりがな								
	氏 名								
	生年月日	昭和・平成	年	月 日	年齢：	才			
	通学教習所名								
	通学期間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
	免許取得日	令和	年	月	日	取得			
	免許取得費用	円							
	取得免許種別								

様式第 8 号（第 9 条関係）

同意書

私は、座間味村大型 2 種免許取得助成金交付要綱第 8 条第 2 号に基づき座間味村役場に採用された日から、村公共バス運転手として業務に 5 年以上従事することに同意します。

氏 名 _____ 印 _____

様式第 9 号（第 9 条関係）

令和 年 月 日

殿

座間味村長

令和 8 年度 座間味村大型 2 種免許取得助成金交付額確定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった座間味村大型 2 種免許取得助成事業の助成金について、座間味村大型 2 種免許取得助成金交付要綱第 9 条 2 に基づき、下記のとおり助成金の交付額を確定したので通知します。

記

座間味村大型 2 種免許取得助成金交付確定額

金 _____ 円也

様式第 10 号（第 10 条関係）

令和 年 月 日

座間味村長 殿

申請者住所
氏 名 印

令和 8 年度 座間味村大型 2 種免許取得助成金請求書

令和 年 月 日付け座船観発第 号で助成金交付額確定通知があった座間味村大型 2 種免許取得助成事業について、座間味村大型 2 種免許取得助成金交付要綱第 10 条に基づき、下記のとおり請求します。

記

座間味村大型 2 種免許取得助成事業助成金

金 円也

交付確定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円

金融機関名	
種 別	普通 当座
口座番号	
フリガナ 預金名義人	

☐振込口座の写し